

不動産登記令等の一部を改正する政令 新旧対照条文

一	不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）（第一条関係）	1
二	建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）（第二条関係）	6
三	船舶登記令（平成十七年政令第十一号）（第三条関係）	9
四	農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）（第四条関係）	15

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（申請情報）</p> <p>第三条 登記の申請をする場合に登記所に提供しなければならぬ法第十八条の申請情報の内容は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 十 （略）</p> <p>十一 権利に関する登記を申請するときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 十 へ （略）</p> <p>ト 所有権の保存若しくは移転の登記を申請するとき又は所有権の登記がない不動産について所有権の処分の制限の登記を嘱託するときは、次に掲げる事項</p> <p>(1) 所有権の登記名義人となる者が法人であるときは、法第七十三条の二第一項第一号に規定する特定の法人を識別するために必要な事項として法務省令で定めるもの（別表において「法人識別事項」という。）</p> <p>(2) 所有権の登記名義人となる者が国内に住所を有しないときは、法第七十三条の二第一項第二号に規定する国内における連絡先に関する事項として法務省令で定めるもの（別表において「国内連絡先事項」という。）</p>	<p>（申請情報）</p> <p>第三条 登記の申請をする場合に登記所に提供しなければならぬ法第十八条の申請情報の内容は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 十 （同上）</p> <p>十一 権利に関する登記を申請するときは、次に掲げる事項</p> <p>イ 十 へ （同上）</p> <p>（新設）</p>

十二・十三 (略)
別表(第三条、第七条関係)

項	登記	申請情報	添付情報
十三 (略)	<p>合体による登記等 (法第四十九條第一項後段の規定により併せて申請をする所有権の登記があるときは、これを含む。)</p>	<p>イ、ニ (略)</p> <p>ホ、法第四十九條第一項後段の規定により併せて申請をする所有権の登記があるときは、次に掲げる事項の登記名</p> <p>(1) 所有権の登記名義人となる者が法人であるときは、法人識別事項</p> <p>(2) 所有権の登記名</p>	(略)

十二・十三 (同上)
別表(第三条、第七条関係)

項	登記	申請情報	添付情報
十三 (同上)	<p>合体による登記等 (法第四十九條第一項後段の規定により併せて申請をする所有権の登記があるときは、これを含む。)</p>	<p>イ、ニ (同上)</p> <p>(新設)</p>	(同上)

二十三 (略)	
登記名義 人の氏名 若しくは 名称又は 住所につ いての変 更の登記 又は更正 の登記	
イ 変更後又 は更正後 の登記名 義人の氏 名若しく は住所又 は住所	義人とな る者が国 内に住所 を有しな いときは 、国内連 絡先事項
ロ 当該登記 名義人（所 有権の登記 名義人に限 る。）が法 人であると きは、法人 識別事項（ 法人識別事 項が既に登 記されてい るときを除	
(略)	

二十三 (同上)	
登記名義 人の氏名 若しくは 名称又は 住所につ いての変 更の登記 又は更正 の登記	
変更後又は更 正後の登記名 義人の氏名若 しくは名称又 は住所	
(同上)	

(略)	二十五	権利の変 更の登記 又は更正 の登記(二 十四の項 及び三十 六の項の 登記を 除く。)	(略)
ハ	イ	変更後又 は更正後 の登記の 登記事項 は更正後 の登記の 登記事項 の所有権 の更正の 登記によ つて所有 権の登記 名義とな る者があ るときは 次に掲げ る事	変更後又 は更正後 の登記の 登記事項 は更正後 の登記の 登記事項 の所有権 の更正の 登記によ つて所有 権の登記 名義とな る者があ るときは 次に掲げ る事
(略)	(略)		(略)

(同上)	二十五	権利の変 更の登記 又は更正 の登記(二 十四の項 及び三十 六の項の 登記を 除く。)	(同上)
		変更後又 は更正後 の登記事 項	
(同上)	(同上)		(同上)

(略)

絡先事項	、国内連	いときは	を有しな	内に住所	る者が国	義人とな	の登記名	(2) 事項 所有権	法人識別	ときは、	人である	る者が法	義人とな	の登記名	(1) 項 所有権
------	------	------	------	------	------	------	------	-----------------	------	------	------	------	------	------	----------------

(同上)

改正案	現行
<p>（不動産登記法等の準用） 第十六条 不動産登記法第二条第四号及び第十一号から第十六号まで、第四条、第五条、第八条から第十条まで、第十六条から第二十四条まで、第二十五条（第十一号を除く。）、第五十九条から第六十三条まで、第六十四条第一項、第六十五条、第六十六条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第六十七条第一項、第二項（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第三項及び第四項、第六十八条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第六十九条、第七十条第一項、第三項及び第四項（先取特権及び質権に係る部分を除く。）、第七十条の二（先取特権又は質権に関する登記に係る部分を除く。）、第七十一条、第七十二条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第七十六条第一項本文、第七十七条、第八十三条第一項（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分及び第三号を除く。）及び第二項、第八十四条（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分を除く。）、第八十八条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第八十九条から第九十三条まで、第九十七条から第八十八条まで、第九十九条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第一百条から第一百十二条まで、第一百四</p>	<p>（不動産登記法等の準用） 第十六条 不動産登記法第二条第四号及び第十一号から第十六号まで、第四条、第五条、第八条から第十条まで、第十六条から第二十四条まで、第二十五条（第十一号を除く。）、第五十九条から第六十三条まで、第六十四条第一項、第六十五条、第六十六条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第六十七条第一項、第二項（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第三項及び第四項、第六十八条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第六十九条、第七十条第一項、第三項及び第四項（先取特権及び質権に係る部分を除く。）、第七十条の二（先取特権又は質権に関する登記に係る部分を除く。）、第七十一条、第七十二条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第七十六条第一項本文、第七十七条、第八十三条第一項（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分及び第三号を除く。）及び第二項、第八十四条（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分を除く。）、第八十八条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第八十九条から第九十三条まで、第九十七条から第八十八条まで、第九十九条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第一百条から第一百十二条まで、第一百四</p>

から第百十七条まで並びに第百五十二条から第百五十八条までの規定並びに不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二条第一号、第七号及び第八号、第三条第九号（表題登記及び表題部所有者に係る部分を除く。）、第十一号（同号へ及びトを除く。）及び第十二号、第四条、第五条（第一項を除く。）、第七条第一項第五号及び第三項第二号から第四号まで、第八条第一項第四号、第五号、第六号（質権に係る部分を除く。）、第七号（民法第三百六十一条において準用する同法第三百九十八条の十四第一項ただし書に係る部分を除く。）、第八号及び第九号、第九条から第十二条まで、第十四条から第二十条まで並びに第二十二條から第二十六條までの規定は、建設機械の登記について準用する。この場合において、これらの規定（不動産登記法第二十五条第一号、第百八条第三項、第百五十二条第二項及び第百五十七条第六項並びに同法第二十五条を除く。）中「不動産」とあるのは「建設機械」と、同法第二十五条第一号中「不動産の所在地」とあるのは「登記の事務」と、同法第百八条第三項中「不動産」とあるのは「建設機械の登記の事務をつかさどる登記所」と、同法第百五十二条第二項中「不動産登記」とあるのは「建設機械の登記」と、同法第百五十七条第六項中「不動産登記法（）」とあるのは「建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）第十六条第一項において準用する不動産登記法（）」と、「不動産登記法第百五十七条第二項」とあるのは「建設機械登記令第十六条第一項において準用する不動産登記法

から第百十七条まで並びに第百五十二条から第百五十八条までの規定並びに不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二条第一号、第七号及び第八号、第三条第九号（表題登記及び表題部所有者に係る部分を除く。）、第十一号（同号へを除く。）及び第十二号、第四条、第五条（第一項を除く。）、第七条第一項第五号及び第三項第二号から第四号まで、第八条第一項第四号、第五号、第六号（質権に係る部分を除く。）、第七号（民法第三百六十一条において準用する同法第三百九十八条の十四第一項ただし書に係る部分を除く。）、第八号及び第九号、第九条から第十二条まで、第十四条から第二十条まで並びに第二十二條から第二十六條までの規定は、建設機械の登記について準用する。この場合において、これらの規定（不動産登記法第二十五条第一号、第百八条第三項、第百五十二条第二項及び第百五十七条第六項並びに同法第二十五条を除く。）中「不動産」とあるのは「建設機械」と、同法第二十五条第一号中「不動産の所在地」とあるのは「登記の事務」と、同法第百八条第三項中「不動産」とあるのは「建設機械の登記の事務をつかさどる登記所」と、同法第百五十二条第二項中「不動産登記」とあるのは「建設機械の登記」と、同法第百五十七条第六項中「不動産登記法（）」とあるのは「建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）第十六条第一項において準用する不動産登記法（）」と、「不動産登記法第百五十七条第二項」とあるのは「建設機械登記令第十六条第一項において準用する不動産登記法第百五

第五百五十七條第二項」と、同令第七條第一項第五号ロ中「別表」とあるのは「建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）別表」と、同令第二十條第二号中「表題部所有者又は登記名義人となる者（別表の十二の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第三條第十一号ハに規定する登記権利者）」とあるのは「登記名義人となる者（建設機械登記令第十六條第一項において準用する第三條第十一号ハに規定する登記権利者）」と、同令第二十五條中「不動産登記法」とあるのは「建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）第十六條第一項において準用する不動産登記法」と、「不動産登記令」とあるのは「同令第十六條第一項において準用する不動産登記令」と読み替えるほか、必要な技術的読替は、法務省令で定める。

2
(略)

第十七條第二項」と、同令第七條第一項第五号ロ中「別表」とあるのは「建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）別表」と、同令第二十條第二号中「表題部所有者又は登記名義人となる者（別表の十二の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第三條第十一号ハに規定する登記権利者）」とあるのは「登記名義人となる者（建設機械登記令第十六條第一項において準用する第三條第十一号ハに規定する登記権利者）」と、同令第二十五條中「不動産登記法」とあるのは「建設機械登記令（昭和二十九年政令第三百五号）第十六條第一項において準用する不動産登記法」と、「不動産登記令」とあるのは「同令第十六條第一項において準用する不動産登記令」と読み替えるほか、必要な技術的読替は、法務省令で定める。

2
(同上)

三 船舶登記令（平成十七年政令第十一号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>（登記事項証明書の交付等） 第三十三条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 不動産登記法第百十九条第三項及び第四項の規定は前二項の規定による請求について、同条第五項の規定は第一項の規定による請求について、同条第六項の規定は前二項に規定する各書面について、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項中「第一項」とあるのは「船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第三十三条第一項」と、「不動産の所在地」とあるのは「船舶の船籍港の所在地又は製造中の船舶の製造地」と読み替えるものとする。</p> <p>（不動産登記法等の準用） 第三十五条 不動産登記法第二条第九号及び第十二号から第十六号まで、第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六条から第二十四条まで、第二十五条（第十一号を除く。）、第五十九条から第六十三条まで、第六十四条第一項、第六十五条、第六十六条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第六十七条第一項、第二項（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第三項及び第四項、第六十八条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第六十</p>	<p>（登記事項証明書の交付等） 第三十三条（同上）</p> <p>2 （同上）</p> <p>3 不動産登記法第百十九条第三項及び第四項の規定は前二項の規定による請求について、同条第五項の規定は第一項の規定による請求について、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項中「第一項」とあるのは「船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第三十三条第一項」と、「不動産の所在地」とあるのは「船舶の船籍港の所在地又は製造中の船舶の製造地」と読み替えるものとする。</p> <p>（不動産登記法等の準用） 第三十五条 不動産登記法第二条第九号及び第十二号から第十六号まで、第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六条から第二十四条まで、第二十五条（第十一号を除く。）、第五十九条から第六十三条まで、第六十四条第一項、第六十五条、第六十六条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第六十七条第一項、第二項（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第三項及び第四項、第六十八条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第六十</p>

九条、第七十条第一項、第二項（地上権、永小作権、質権又は採石権に関する登記及び買戻しの特約に関する登記に係る部分を除く。）、第三項及び第四項（先取特権及び質権に係る部分を除く。）、第七十条の二（先取特権又は質権に関する登記に係る部分を除く。）、第七十一条、第七十二条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第七十六条第一項本文、第七十七条、第八十一条第一号から第五号まで、第八十三条第一項（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分及び第三号を除く。）及び第二項、第八十四条（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分を除く。）、第八十八条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第八十九条から第九十三条まで、第九十七条から第九十八条まで、第九十九条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第一百条から第一百七十七条まで並びに第五百二十二条から第五百五十八条までの規定並びに不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二条第一号、第七号及び第八号、第三条第九号（表題登記及び表題部所有者に係る部分を除く。）、第十一号（同号へ及びトを除く。）、及び第十二号、第四条、第五条（第一項を除く。）、第七條第一項第五号及び第三項（第一号を除く。）、第八條第一項第四号、第五号、第六号（質権に係る部分を除く。）、第七号（民法第三百六十一条において準用する同法第三百九十八条の十四第一項ただし書に係る部分を除く。）、第八号及び第九号、第九條から第十二條まで、第十四條から第二十條まで並びに第二十二條から第

九条、第七十条第一項、第二項（地上権、永小作権、質権又は採石権に関する登記及び買戻しの特約に関する登記に係る部分を除く。）、第三項及び第四項（先取特権及び質権に係る部分を除く。）、第七十条の二（先取特権又は質権に関する登記に係る部分を除く。）、第七十一条、第七十二条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第七十六条第一項本文、第七十七条、第八十一条第一号から第五号まで、第八十三条第一項（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分及び第三号を除く。）及び第二項、第八十四条（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分を除く。）、第八十八条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第八十九条から第九十三条まで、第九十七条から第九十八条まで、第九十九条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第一百条から第一百七十七条まで並びに第五百二十二条から第五百五十八条までの規定並びに不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二条第一号、第七号及び第八号、第三条第九号（表題登記及び表題部所有者に係る部分を除く。）、第十一号（同号へを除く。）及び第十二号、第四条、第五条（第一項を除く。）、第七條第一項第五号及び第三項（第一号を除く。）、第八條第一項第四号、第五号、第六号（質権に係る部分を除く。）、第七号（民法第三百六十一条において準用する同法第三百九十八条の十四第一項ただし書に係る部分を除く。）、第八号及び第九号、第九條から第十二條まで、第十四條から第二十條まで並びに第二十二條から第二十六

二十六条までの規定は、船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定（不動産登記法第二十五条第一号、第八十条第三項、第五十二条第二項及び第五十七条第六項並びに同令第二十五条を除く。）中「不動産」とあるのは「船舶」と、同法第二十五条第一号及び第八十条第三項中「不動産」とあるのは「船舶の船籍港」と、同法第五十二条第二項中「不動産登記」とあるのは「船舶の登記」と、同法第五十七条第六項中「不動産登記法（）」とあるのは「船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第三十五条第一項において準用する不動産登記法（）」と、「不動産登記法（）」とあるのは「船舶登記令（平成十七年政令第十一号）別表一」と、同令第二十条第二号中「表題部所有者又は登記名義人となる者（別表の十二の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第三条第十一号ハに規定する登記権利者）」とあるのは「登記名義人となる者（船舶登記令第三十五条第一項において準用する第三条第十一号ハに規定する登記権利者）」と、同令第二十五条中「不動産登記法」とあるのは「船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第三十五条第一項において準用する不動産登記法」と、「不動産登記令」とあるのは「同令第三十五条第一項において準用する不動産登記令」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、法務省令で定める。

条までの規定は、船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定（不動産登記法第二十五条第一号、第八十条第三項、第五十二条第二項及び第五十七条第六項並びに同令第二十五条を除く。）中「不動産」とあるのは「船舶」と、同法第二十五条第一号及び第八十条第三項中「不動産」とあるのは「船舶の船籍港」と、同法第五十二条第二項中「不動産登記」とあるのは「船舶の登記」と、同法第五十七条第六項中「不動産登記法（）」とあるのは「船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第三十五条第一項において準用する不動産登記法（）」と、「不動産登記法（）」とあるのは「船舶登記令（平成十七年政令第十一号）別表一」と、同令第二十条第二号中「表題部所有者又は登記名義人となる者（別表の十二の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第三条第十一号ハに規定する登記権利者）」とあるのは「登記名義人となる者（船舶登記令第三十五条第一項において準用する第三条第十一号ハに規定する登記権利者）」と、同令第二十五条中「不動産登記法」とあるのは「船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第三十五条第一項において準用する不動産登記法」と、「不動産登記令」とあるのは「同令第三十五条第一項において準用する不動産登記令」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、法務省令で定める。

2 不動産登記法第二条第九号及び第十二号から第十六号まで、第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六条から第二十二号まで、第二十三条（第二項を除く。）、第二十四条、第二十五条（第十一号を除く。）、第五十九条から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第二項、第六十四条第一項、第六十五条、第六十六条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第六十七条第一項、第二項（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第三項及び第四項、第六十八条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第六十九条、第七十条第一項、第三項及び第四項（先取特権及び質権に係る部分を除く。）、第七十条の二（先取特権又は質権に関する登記に係る部分を除く。）、第七十一条、第七十二条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第八十三条第一項（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分及び第三号を除く。）及び第二項、第八十四条（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分を除く。）、第八十八条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第八十九条から第九十三条まで、第九十七条から第九十九条まで、第一百九条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第一百十条、第一百一十二条第二項及び第三項、第一百十二条、第一百十四条、第一百十六条、第一百十七条並びに第一百五十二条から第五十八条までの規定並びに不動産登記令第二条第一号、第七号及び第八号、第三条第九号（表題登記及び表題部所有者に係る部分を除く。）、第十一号（

2 不動産登記法第二条第九号及び第十二号から第十六号まで、第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六条から第二十二号まで、第二十三条（第二項を除く。）、第二十四条、第二十五条（第十一号を除く。）、第五十九条から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第二項、第六十四条第一項、第六十五条、第六十六条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第六十七条第一項、第二項（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第三項及び第四項、第六十八条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第六十九条、第七十条第一項、第三項及び第四項（先取特権及び質権に係る部分を除く。）、第七十条の二（先取特権又は質権に関する登記に係る部分を除く。）、第七十一条、第七十二条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第八十三条第一項（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分及び第三号を除く。）及び第二項、第八十四条（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分を除く。）、第八十八条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第八十九条から第九十三条まで、第九十七条から第九十九条まで、第一百九条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第一百十条、第一百一十二条第二項及び第三項、第一百十二条、第一百十四条、第一百十六条、第一百十七条並びに第一百五十二条から第五十八条までの規定並びに不動産登記令第二条第一号、第七号及び第八号、第三条第九号（表題登記及び表題部所有者に係る部分を除く。）、第十一号（

同号へ及びトを除く。)及び第十二号、第四条、第五条(第一項を除く。)、第七条第一項第五号及び第三項第四号、第八条第一項第四号、第六号(質権に係る部分を除く。)、第七号(民法第三百六十一条において準用する同法第三百九十八条の十四第一項ただし書に係る部分を除く。)、第八号及び第九号、第九条から第十二条まで、第十四条から第二十条まで並びに第二十二条から第二十六条までの規定は、製造中の船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定(不動産登記法第五十二条第二項及び第五十七条第六項並びに同令第二十五条を除く。)中「不動産」とあるのは「製造中の船舶」と、同法第五十二条第二項中「不動産登記」とあるのは「製造中の船舶の登記」と、同法第五十七条第六項中「不動産登記法(」とあるのは「船舶登記令(平成十七年政令第十一号)第三十五条第二項において準用する不動産登記法(」と、「不動産登記法第五十七条第二項」とあるのは「船舶登記令第三十五条第二項において準用する不動産登記法第五十七条第二項」と、同令第七条第一項第五号口中「別表」とあるのは「船舶登記令(平成十七年政令第十一号)別表二」と、同令第二十条第二号中「表題部所有者又は登記名義人となる者(別表の十二の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第三条第十一号ハに規定する登記権利者」とあるのは「登記名義人となる者(船舶登記令第三十五条第二項において準用する第三条第十一号ハに規定する登記権利者」と、同令第二十五条中「不動産登記法」とあるのは

同号へを除く。)及び第十二号、第四条、第五条(第一項を除く。)、第七条第一項第五号及び第三項第四号、第八条第一項第四号、第六号(質権に係る部分を除く。)、第七号(民法第三百六十一条において準用する同法第三百九十八条の十四第一項ただし書に係る部分を除く。)、第八号及び第九号、第九条から第十二条まで、第十四条から第二十条まで並びに第二十二条から第二十六条までの規定は、製造中の船舶の登記について準用する。この場合において、これらの規定(不動産登記法第五十二条第二項及び第五十七条第六項並びに同令第二十五条を除く。)中「不動産」とあるのは「製造中の船舶」と、同法第五十二条第二項中「不動産登記」とあるのは「製造中の船舶の登記」と、同法第五十七条第六項中「不動産登記法(」とあるのは「船舶登記令(平成十七年政令第十一号)第三十五条第二項において準用する不動産登記法(」と、「不動産登記法第五十七条第二項」とあるのは「船舶登記令第三十五条第二項において準用する不動産登記法第五十七条第二項」と、同令第七条第一項第五号口中「別表」とあるのは「船舶登記令(平成十七年政令第十一号)別表二」と、同令第二十条第二号中「表題部所有者又は登記名義人となる者(別表の十二の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第三条第十一号ハに規定する登記権利者」とあるのは「登記名義人となる者(船舶登記令第三十五条第二項において準用する第三条第十一号ハに規定する登記権利者」と、同令第二十五条中「不動産登記法」とあるのは「船舶

「船舶登記令（平成十七年政令第十一号）第三十五条第二項において準用する不動産登記法」と、「不動産登記令」とあるのは「同令第三十五条第二項において準用する不動産登記令」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、法務省令で定める。

3
(略)

登記令（平成十七年政令第十一号）第三十五条第二項において準用する不動産登記法」と、「不動産登記令」とあるのは「同令第三十五条第二項において準用する不動産登記令」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、法務省令で定める。

3
(同上)

四 農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）（第四条関係）

改正案	現行
<p>（登記事項証明書の交付等） 第十六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 不動産登記法第百十九条第三項及び第四項の規定は前二項の規定による請求について、同条第五項の規定は第一項の規定による請求について、同条第六項の規定は前二項に規定する各書面について、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項中「第一項」とあるのは「農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）第十六条第一項」と、「不動産の所在地」とあるのは「農業用動産の所在地（漁船にあつては、その主たる根拠地）」と読み替えるものとする。</p> <p>（不動産登記法の準用） 第十八条 不動産登記法第二条第五号、第九号及び第十一号から第十六号まで、第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六条から第二十二号まで、第二十三条（第二項を除く。）、第二十四条、第二十五条（第十一号を除く。）、第五十九条から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第二項、第六十四条第一項、第六十五条、第六十六条（<u>抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。</u>）、第六十七条第一項、第二項（<u>抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。</u>）、第三項及</p>	<p>（登記事項証明書の交付等） 第十六条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 不動産登記法第百十九条第三項及び第四項の規定は前二項の規定による請求について、同条第五項の規定は第一項の規定による請求について、それぞれ準用する。この場合において、同条第五項中「第一項」とあるのは「農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）第十六条第一項」と、「不動産の所在地」とあるのは「農業用動産の所在地（漁船にあつては、その主たる根拠地）」と読み替えるものとする。</p> <p>（不動産登記法の準用） 第十八条 不動産登記法第二条第五号、第九号及び第十一号から第十六号まで、第四条、第五条、第七条から第十条まで、第十三条、第十六条から第二十二号まで、第二十三条（第二項を除く。）、第二十四条、第二十五条（第十一号を除く。）、第五十九条から第六十二条まで、第六十三条第一項及び第二項、第六十四条第一項、第六十五条、第六十六条（<u>抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。</u>）、第六十七条第一項、第二項（<u>抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。</u>）、第三項及</p>

び第四項、第六十八条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第六十九条、第七十条第一項、第三項及び第四項（先取特権及び質権に係る部分を除く。）、第七十条の二（先取特権又は質権に関する登記に係る部分を除く。）、第七十一条、第七十二条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第八十三条第一項（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分及び第三号を除く。）及び第二項、第八十四条（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分を除く。）、第八十八条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第八十九条から第九十三条まで、第九十七条から第八十条まで、第九十九条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第一百条、第一百一十二条第二項及び第三項、第一百二十二条、第一百四十四条並びに第一百五十二条から第三百五十八条までの規定並びに不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二条第一号、第七号及び第八号、第三条第九号（表題登記及び表題部所有者に係る部分を除く。）、第十一号（同号へ及びトを除く。）及び第十二号、第四条、第七条第一項第五号及び第三項第四号、第八条第一項第四号、第六号（質権に係る部分を除く。）、第七号（民法第三百六十一条において準用する同法第三百九十八条の十四第一項ただし書に係る部分を除く。）、第八号及び第九号、第九条から第十二条まで、第十四条から第二十条まで並びに第二十二条から第二十六条までの規定は、農業用財産の抵当権の登記について準用する。この場合において、これらの規定（不動産登

び第四項、第六十八条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第六十九条、第七十条第一項、第三項及び第四項（先取特権及び質権に係る部分を除く。）、第七十条の二（先取特権又は質権に関する登記に係る部分を除く。）、第七十一条、第七十二条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第八十三条第一項（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分及び第三号を除く。）及び第二項、第八十四条（先取特権又は質権若しくは転質の登記に係る部分を除く。）、第八十八条第一項第一号から第四号まで及び第二項、第八十九条から第九十三条まで、第九十七条から第八十条まで、第九十九条（抵当証券の所持人及び裏書人に係る部分を除く。）、第一百条、第一百一十二条第二項及び第三項、第一百二十二条、第一百四十四条並びに第一百五十二条から第三百五十八条までの規定並びに不動産登記令（平成十六年政令第三百七十九号）第二条第一号、第七号及び第八号、第三条第九号（表題登記及び表題部所有者に係る部分を除く。）、第十一号（同号へを除く。）及び第十二号、第四条、第七条第一項第五号及び第三項第四号、第八条第一項第四号、第六号（質権に係る部分を除く。）、第七号（民法第三百六十一条において準用する同法第三百九十八条の十四第一項ただし書に係る部分を除く。）、第八号及び第九号、第九条から第十二条まで、第十四条から第二十条まで並びに第二十二条から第二十六条までの規定は、農業用財産の抵当権の登記について準用する。この場合において、これらの規定（不動産登記法第

記法第二十五条第一号、第八百八条第三項、第五百二十二条第二項及び第五百七十七条第六項並びに同令第二十五条を除く。）中「不動産」とあるのは「農業用動産」と、同法第二条第五号中「表示に関する登記又は権利に関する登記について、一筆の土地又は一個の建物ごとに第十二条」とあるのは「農業用動産の抵当権に関する登記について、一個の農業用動産ごとに農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）第四条」と、同法第二十五条第一号及び第八百八条第三項中「不動産の所在地」とあるのは「農業用動産の所在地（漁船にあつては、その主たる根拠地）」と、同法第五十二条第二項中「不動産登記」とあるのは「農業用動産の抵当権の登記」と、同法第五百七十七条第六項中「不動産登記法」とあるのは「農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）第十八条において準用する不動産登記法（）」と、「不動産登記法第五百七十七条第二項」とあるのは「農業用動産抵当登記法第十八条において準用する不動産登記法第五百七十七条第二項」と、同令第七条第一項第五号中「別表」とあるのは「農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）別表」と、同令第二十条第二号中「表題部所有者又は登記名義人となる者（別表の十二の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第三条第十一号ハに規定する登記権利者）」とあるのは「登記名義人となる者（農業用動産抵当登記令第十八条において準用する第三条第十一号ハに規定する登記権利者）」と、同令第二十五条中「不動産登記法」とあるのは「農業用動産抵当登記令

第二十五条第一号、第八百八条第三項、第五百二十二条第二項及び第五百七十七条第六項並びに同令第二十五条を除く。）中「不動産」とあるのは「農業用動産」と、同法第二条第五号中「表示に関する登記又は権利に関する登記について、一筆の土地又は一個の建物ごとに第十二条」とあるのは「農業用動産の抵当権に関する登記について、一個の農業用動産ごとに農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）第四条」と、同法第二十五条第一号及び第八百八条第三項中「不動産の所在地」とあるのは「農業用動産の所在地（漁船にあつては、その主たる根拠地）」と、同法第五十二条第二項中「不動産登記」とあるのは「農業用動産の抵当権の登記」と、同法第五百七十七条第六項中「不動産登記法」とあるのは「農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）第十八条において準用する不動産登記法（）」と、「不動産登記法第五百七十七条第二項」とあるのは「農業用動産抵当登記法第十八条において準用する不動産登記法第五百七十七条第二項」と、同令第七条第一項第五号中「別表」とあるのは「農業用動産抵当登記令（平成十七年政令第二十五号）別表」と、同令第二十条第二号中「表題部所有者又は登記名義人となる者（別表の十二の項申請情報欄口に規定する被承継人及び第三条第十一号ハに規定する登記権利者）」とあるのは「登記名義人となる者（農業用動産抵当登記令第十八条において準用する第三条第十一号ハに規定する登記権利者）」と、同令第二十五条中「不動産登記法」とあるのは「農業用動産抵当登記令（平成

(平成十七年政令第二十五号)第十八条において準用する不動産登記法」と、「不動産登記令」とあるのは「同令第十八条において準用する不動産登記令」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、法務省令で定める。

十七年政令第二十五号)第十八条において準用する不動産登記法」と、「不動産登記令」とあるのは「同令第十八条において準用する不動産登記令」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、法務省令で定める。